



子どもの意見表明権

1. 「児童の権利に関する条約」(1989—H6. 5. 16条約第2号)の第12条は、児童が意見を表明する権利を、以下の規定を置き保障する。

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。

この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。



(みちのくの桜)

2. 日本は、1994—H6. 4. 22この条約を批准した。

条約上子どもは、児童と称していて、18歳未満の者を指す。

子どもが持つ四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利および参加する権利)を柱として、子どもに対しては、法的および社会的地位を与えて、権利の主体と扱っている。

日本社会で見られる、子どもを保護の対象にするのとは一線を画したともいえる。

国内法については、「こども家庭庁」が発足した後の2023—R5. 2児童福祉法の改正を機に、子どもの意見表明権が導入されている。

自分の意見を聴かれる権利の意味合いを持ち、単に意見を言うだけでなく、聴いて応えてもらうための権利と理解しておく必要がある。

法施行は、2024—R6. 4. 1となっていた。

3. ところで、この意見表明権がどれ程理解されているかである。

その育て方いかんによっては、日本の社会に大きな展望をもたらす契機になるとみている。

何が問題かといえば、これまでの「主権者教育」の中で、政治問題をタブー視し、子どもが政治と関わることを拒んできたことがこの先どう変わるかだ。

教育現場では、シティズンシップ教育と呼び、個性を伸ばして自己実現を図る、他者との間には適切な関係を築く、地域の課題を見つけそれを解決するかサポートする側に回わる、

社会づくりに関心を持ち参加・貢献する、などを目標にして、それにふさわしい能力を身につけさせているものと、我々は、その全体像を認識してきた。

ならば、当然のこと、学校内民主主義を実践させるのが有効であり、時によっては、実際に行われる選挙に合わせて模擬投票させるくらいのものであってもいいのではないか。普遍的価値としての自由、民主主義、基本的人権等は、意見表明権が行使できる絶好のテーマである。

4. さて、こども家庭庁が、2023—R5年度において実施した「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」を公表している。

その第2章1(2)には、政治に関する関心度があり、次のようになっていた。

自国の政治に対して、

非常に関心があるか

どちらかといえば、関心がある

を問うている。

①ドイツ	22.4%	②スウェーデン	18.1%
	45.0%		43.5%
	(計67.4%)		(計61.6%)
③フランス	16.8%	④アメリカ	18.3%
	34.6%		29.0%
	(計51.4%)		(計47.3%)
⑤日本	12.1%		
	34.1%		
	(計46.2%)		

ドイツやスウェーデンが政治に対する関心度が高いのは、学校教育の中に模擬投票による「ジュニア選挙」を取り入れている結果といえそうだ。

そして、この結果は、日本の若者の投票率が上がらないことに現れている。

5. 主権者教育の実施に当たっては、教員が特定の政治信条をもって子どもに接することは許されないし、それを排除する工夫も要る。

ドイツやスウェーデンの場合、教育の政治的中立性が犯されたという話は聞かない。

実のところは、若者の投票率が低いのは、教育は中立を守らなければならないとか、子どもに政治の何が分かるのかなどといったのは、政治への関与を抑え込んできたことが大いに影響しているのではないか。

誰とはいわないが、権益維持のため、中立性を口にしながら、中立でないことをしてきた。

6. 教育こそ、社会のインフラと捉え、社会を支える基盤とすべきであり、また、それが未来への投資に通じる。

子どもファーストをいうなら、経済的支援だけで終わらせてはならない。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 2月26日(毎月第4水曜日午後4時5分から)